金銭消費貸借契約書

〇〇〇〇株式会社（以下、「甲」という）、××××株式会社（以下、「乙」という）及び株式会社△△△△（以下、「丙」という）は、次のとおり金銭消費貸借契約（以下、「本契約」という）を締結する。

**（金銭消費貸借）**

**第1条**　甲は、乙に対し、本日、金○○○円（以下、「本件貸付金」という）を貸し渡し、乙はこれを借り受けた。

**（貸付条件等）**

**第2条**　本件貸付金の貸付条件は、次の各号のとおりとする。

（1）弁済期限 ○年○月○日

（2）利率 年○％（年365日の日割計算）

（3）利息支払時期 弁済期限に元金と一括して支払う

（4）遅延損害金利率 年○％（年365日の日割計算）

2　乙は、甲に対し、前項第1号の期限までに、本件貸付金全額及び前項第2号の利息金を、甲が指定する以下の銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

【銀行口座】

銀行支店 ○○銀行○○支店

預金種類 普通預金

口座番号 ××××

口座名義 △△△△

**（連帯保証）**

**第3条**　丙は、本契約に基づき乙が甲に対して負う一切の債務について、乙に連帯して保証する。

**（期限の利益の喪失）**

**第4条**　乙又は丙に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、何らの通知催告等なくして当然に、乙及び丙は、甲に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を甲に弁済しなければならない。

（1）監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。

（2）支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算の申立てがあったとき。

（3）自ら振り出した約束手形、為替手形、小切手について一回でも不渡りとしたとき。

（4）差押、仮差押、仮処分若しくは強制執行の申立てを受け、又は任意競売の申立て若しくは公租公課の滞納処分があったとき。

（5）甲に通知することなく本店所在地又は住所を移転したとき。

2　乙又は丙に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、甲からの請求によって、乙及び丙は、甲に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を甲に弁済しなければならない。

（1）甲に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。

（2）本契約の条項の一つでも違反したとき。

（3）その他信用状態の悪化が疑われる事由が生じたとき。

**（届出義務）**

**第5条**　乙及び丙は、次の各号の事由が生じた場合は、直ちに甲に書面で通知しな

ければならない。

（1）本店所在地、住所の移転

（2）業種、職業、勤務先の変更

**（公正証書の作成）**

**第6条**　乙は、甲の請求があるときは、直ちに、本契約と同一の約定による執行認諾文言付公正証書を作成するために必要な手続をとるものとする。なお、当該手続に要する費用は乙の負担とする。

**（費用負担）**

**第7条**　本契約の締結に要する印紙その他の費用は乙の負担とする。

**（合意管轄）**

**第8条**　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**（規定外事項）**

**第9条**　本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙丙にて誠実に協議して解決するものとする。

以上を証するため、甲、乙及び丙は本契約書を3通作成し、各自署名又は記名押印の上、各1通保有するものとする。

令和○○年○○月○○日

甲

乙

丙